

(仮訳)

1979年食品法に基づき制定する

## 保健省告示

(第447号)2023年

件名 ラベル上の食品健康強調表示

---

消費者を保護し、商業上の便宜を図るために、食品の健康強調表示の原則、方法及び条件を制定することが適切であるため、

1979年食品法の第5条の第1段落及び第6条の(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第1条 本告示において、

「健康強調表示(health claims)」とは、健康に対して直接的及び間接的に影響を与える食品又は食品成分に関する文言、絵図、写真、人為的な標章、マーク、商標又は関連の情報の表示を指し、以下の3形態に分類される。

1) 栄養成分機能表示(nutrient function claims)とは、成長、発達又は身体機能の正常な働きの中で生理学的影響を与える栄養素の役割に関する効能又は効力の表示を指す。

2) その他の機能表示(other function claims)とは、身体機能又は生物活性を正常に働かせるための、食品又は食品成分の消費による特定の効能又は効力(specific beneficial effects)の表示を指す。この形態の強調表示は、健康に対するプラス面の影響に関する、又は身体機能をより高めるための、又は健康状態を改善若しくは維持するためのものである。

3) 疾病リスク低下に関する表示(reduction of disease risk claims)とは、発病、症状、又は健康に関する任意の状態のリスクを削減するための、食品又は食品成分の消費に関する効能又は効力の表示を指す。

「リスク低下(risk reduction)」とは、病気、状態、又は健康に関する症状に対する主要リスク要因(major risk factor)の重要な変化を指す。なお、各疾病には多くのリスク要因があり、これらのリスク要因が変化すれば健康に対してプラスの影響をもたらす場合もあり、そうでない場合もある。

「食品成分(food constituent)」とは、食品の成分を指し、自然に存在する、又は食品に添加する栄養素及び食品成分となる他の物質を含む。

「栄養素(nutrient)」とは、摂取した際にエネルギーを供給する、又は成長、発達及び生命維持にとって欠かせない、又は当該物質が不足した時に身体に物理的又は化学的变化を引き起こす、食品の成分となる物質を指す。

「その他の物質(other substance)」とは、生理学又は栄養面に影響を与える、栄養素ではない食品成分を指す。

第2条 食品の健康強調表示は、以下原則及び条件に従うこと。

(1) 健康強調表示する食品

(a) 安全で、法律で定める標準品質を満たすこと。新食品(novel food)の場合は、事前に安全評価に合格すること。

(b) 一般に認められている科学的な証拠文献の参照により、食品成分、栄養素又は他の物質が、栄養又は生理学面で健康に有益な形式、かつ十分な量だけ含まれること。

(2) 食品の健康強調表示は、一般消費者が当該の強調する有益性を理解できるようにすること。また、ラベル上で推奨する調理方法又は摂取方法により、即座に食べられる状態になる食品であること、かつ適切な消費量を有すること。

(3) 健康強調表示は、一般に認められ、かつ最新の科学的証拠に立脚すること。証拠文献は、当該の強調表示と健康に対する効果の関連性を十分に立証すること。その場合、対象グループにおける人間を対象とする調査であることと共に、適切な測定指標で測定ができ、以下の情報を含む。

(a) 食品又は食品成分の量及び強調表示に基づく効果を与える消費形式は、適切なバランスの取れた食事の消費(balanced diet)の一部であること。

(b) 栄養成分機能強調表示の場合

- 1) 栄養素の生理学的機能に関する食品又は食品成分の組成及び特性
- 2) 生理学的機能に対する栄養素の効果

(c) その他の機能強調表示及び疾病リスク低下強調表示の場合

- 1) 健康に対する効果に関する食品又は食品成分の組成及び特性
- 2) 健康に対する食品又は食品成分の効果

(4) より多く摂取することを推奨する栄養強調表示の場合、当該の強調する栄養素は参考消費 1 単位量及びラベル上に表示する消費 1 単位量において、「…の供給源」又は「…が高い」のレベルに位置づけられる必要があり、又は少量の摂取を推奨する栄養素の場合、「…が低い」、「…を減らした」又は「…フリー」のレベルに位置づけられる必要がある。参考消費 1 単位量の値が規定されていない場合は、100 グラム又は 100 ミリリットルの食品量に対して計算すること。なお、場合に応じて栄養表示に関する保健省告示の末尾リスト 4 に定める原則及び条件に適合すること。

(5) 強調表示する食品又は食品成分の量は、正確かつ適切な方法で分析できること。

第3条 栄養成分機能表示は、第2条に定める原則及び条件に適合する必要がある他に、以下の追加条件にも適合すること。

(1) 当該の栄養素が、栄養表示に関する保健省告示の末尾リスト3に基づくタイ人用の1日当たり栄養素参照値(Thai RDIs)リストに記載されていること。

(2) 栄養素の機能を強調する文言は、本告示の末尾リスト1に適合すること。

(3) 強調表示する食品に参考消費1単位量及びラベル上に表示する消費1単位量当たり、又は参考消費1単位量が規定されていなければ100グラム又は100ミリリットルにおける食品量を計算して、

総脂質	13グラム超
飽和脂肪	4グラム超
コレステロール	60ミリグラム超
ナトリウム	300ミリグラム超
糖質	13グラム超

の量が含まれる場合は、上記の量を超えるレベルの総脂質、飽和脂肪、コレステロール、ナトリウム又は糖質の量を表示する文言を、ラベル上に大きな寸法で、また最もはっきりと見えるように、強調文言に接して付加すること。その場合、当該の付加する文言の寸法は強調文言の半分より小さくないこと。

第4条 その他の機能表示及び疾病リスク低下に関する表示を行う食品には、参考消費1単位量及びラベル上に表示する消費1単位量当たり、又は参考消費1単位量が規定されていなければ100グラム又は100ミリリットルにおける栄養素量を計算して、以下の量の栄養素が含まれること。

総脂質	13グラム未満
飽和脂肪	4グラム未満
コレステロール	60ミリグラム未満
ナトリウム	300ミリグラム未満
糖質	13グラム未満

第5条 本告示の末尾リスト1以外の栄養成分機能強調表示、本告示の末尾リスト2以外のその他の機能強調表示、及び本告示の末尾リスト3以外の疾病リスク低下に関する強調表示を行う場合は、食品医薬品委員会事務局が公示する栄養及び健康面の強調表示の有効性及び適切性評価機関による強調表示評価に合格すること。その場合、製造者、輸入者又は販売者が上記の機関による場合に応じた健康強調表示評価結果の報告書に、本告示の末尾リスト4に定める証拠書類を添えて食品医薬品委員会事務局に提出し、その審査、許可申請すること。

第6条 食品ラベル上の健康強調文言の表示は、以下の条件に適合すること。

(1) 文言をタイ語で表示し、文字の寸法がほぼ同じであり、はっきりと読めること。また、英語又は他の外国語を併記してもよい。他の外国語の文言を用いる場合、政府機関又は書類の翻訳事業を営む国際標準を満たす民間機関によるタイ語又は英語の翻訳証明を取得すること。

なお、英語又は他の外国語の文言は、タイ語の文言と同じ意味を持つものとし、かつ食品医薬品委員会事務局から許可を得ること。

(2) 当該の食品又は食品成分を摂取すれば病気を治療、軽減、改善又は予防できると理解できるようにしない。

(3) 健康強調表示する食品に添えるラベル又は書類は、包装容器入り食品のラベル表示に関する保健省告示、及び食品ラベルの表示を個別に規定する保健省告示に適合すると共に、以下の詳細を表示すること。

(a) 強調表示する食品成分、栄養素又は他の物質の量

強調表示する他の物質又は栄養素が栄養表示に関する保健省告示の末尾リスト 3 に記載されておらず、栄養情報枠の規定の対象外である場合は、当該の他の物質又は栄養素の種類及び量を、栄養情報枠の下に表示すること。

(b) 強調表示通りの効用を得るための食品の消費量及び消費方法

(c) ターゲットグループ(もしあれば)

(d) リスクグループの消費者又は当該食品を避ける必要のある人に対する食品の消費におけるアドバイス(もしあれば)

(e) 消費上の注意事項、又は害を生じさせずに消費できる食品又は食品成分の最大量(もしあれば)

(f) 「5つの食品群を適切な比率で漏れなく習慣的に摂取することが望ましい」という文言

(g) その他の機能表示及び疾病リスク低下に関する表示の場合は、「病気の治療、軽減、改善又は予防上の効果はない」という文言

(h) 本告示の末尾リスト 1 及び 2 に基づく強調表示の条件を定めた他の文言

(i) 食品医薬品委員会事務局から許可を得た他の文言

(4) 栄養表示に関する保健省告示に従い、栄養ラベルを表示する。ただし、当該の健康強調表示する食品が、特別な目的で食品を消費する人のために使用するという特別な目的を持つ食品である場合は、ラベル表示は特別な目的を持つ食品に関する保健省告示に適合すること。

第 7 条 本告示を以下に適用しない。

(1) 特異的疾患の患者、又は身体的に異常な状態にある人のために用いる特別な目的を持つ食品

(2) 輸出用途に限定して製造する食品

第8条 本告示の施行日の前に、栄養成分機能表示を行っている食品の製造者、輸入者又は販売者は、当該食品を引続き販売できるが、本告示の施行日から3年以内とし、その期間が過ぎれば食品の製造者、輸入者又は販売者が本告示に従い実施すること。

第9条 本告示を、官報告示日から180日が経過した時に施行する。

2023年11月17日告示  
チョラナン・シーゲオ  
保健大臣

1979年食品法に基づき制定する  
保健省告示(第447号)2023年、件名「ラベル上の食品健康強調表示」の末尾  
リスト1

-----  
栄養成分機能表示の文言

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
1	タンパク質 (Protein)	1.1 タンパク質は成長及び身体の劣化部分の修復に必要である 1.2 タンパク質は身体における各種タンパク質の合成に不可欠なアミノ酸を供給する 1.3 タンパク質は骨の正常な状態の維持に役立つ 1.4 タンパク質は筋肉量の強化及び状態維持に役立つ	1.1 Protein contributes to a growth and help repair body tissue. 1.2 Protein contributes to a source of essential amino acids for body protein synthesis. 1.3 Protein contributes to the maintenance of normal bones. 1.4 Protein contributes to growth and maintenance of muscle mass.
2	食物繊維 (Dietary fiber)	2.1 食物繊維は消化器官の糞便量を増やし、排便の刺激に役立つ	2.1 Dietary fiber contributes to an increase in fecal bulk in GI tract and stimulates the bowel movement.
3	ビタミンA (Vitamin A)	3.1 ビタミンAは身体の成長に役立つ 3.2 ビタミンAは視力の正常な状態の維持に役立つ 3.3 ビタミンAは各種粘膜の正常な状態の維持に役立つ 3.4 ビタミンAは鉄分の正常な代謝に役立つ 3.5 ビタミンAは免疫系の正常な働きに役立つ 3.6 ビタミンAは皮膚の正常な状態の維持に役立つ <b>備考:</b> β-カロテンは「β-カロテンはビタミンAの前駆体である」とのみ記すことができる	3.1 Vitamin A has a role in body growth 3.2 Vitamin A contributes to the maintenance of normal vision. 3.3 Vitamin A contributes to the maintenance of normal mucous membranes. 3.4 Vitamin A contributes to normal iron metabolism. 3.5 Vitamin A contributes to the normal function of the immune system. 3.6 Vitamin A contributes to the maintenance of normal skin. <b>Remark:</b> Beta-carotene can only specify as “Beta-carotene is a precursor of Vitamin A”
4	ビタミンB1 (Thiamine)	4.1 ビタミンB1は身体が炭水化物から正常にエネルギーを受取ることに役立つ	4.1 Thiamine contributes to normal-energy yielding metabolism from carbohydrate.

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
		4.2 ビタミン B1 は神経系及び筋肉の正常な働きに役立つ 4.3 ビタミン B1 は心臓の正常な働きに役立つ	4.2 Thiamine contributes to the normal function of muscle and nervous system 4.3 Thiamine contributes to the normal function of the heart.
5	ビタミン B2 (Riboflavin)	5.1 ビタミン B2 は身体が炭水化物、タンパク質及び脂質から正常にエネルギーを受取ること役立つ 5.2 ビタミン B2 は神経系の正常な働きに役立つ 5.3 ビタミン B2 は各種粘膜の正常な状態の維持に役立つ 5.4 ビタミン B2 は赤血球の正常な状態の維持に役立つ 5.5 ビタミン B2 は皮膚の正常な状態の維持に役立つ 5.6 ビタミン B2 は視力の正常な状態の維持に役立つ 5.7 ビタミン B2 は鉄分の正常な代謝に役立つ	5.1 Riboflavin contributes to normal-energy yielding metabolism from carbohydrate, protein and fat. 5.2 Riboflavin contributes to the normal function of the nervous system. 5.3 Riboflavin contributes to the maintenance of normal mucous membranes. 5.4 Riboflavin contributes to the maintenance of normal red blood cells. 5.5 Riboflavin contributes to the maintenance of normal skin. 5.6 Riboflavin contributes to the maintenance of normal vision. 5.7 Riboflavin contributes to the normal metabolism of iron.
6	ナイアシン (Niacin)	6.1 ナイアシンは消化器系の粘膜及び皮膚の正常な状態の維持に役立つ 6.2 ナイアシンは身体が炭水化物、タンパク質及び脂質から正常にエネルギーを受取ること役立つ 6.3 ナイアシンは神経系の正常な働きに役立つ	6.1 Niacin contributes to maintenance of normal mucous membranes of GI tract and normal skin. 6.2 Niacin contributes to normal-energy yielding metabolism from carbohydrate, protein and fat. 6.3 Niacin contributes to the normal function of the nervous system.
7	ビタミン B6 (Vitamin B6)	7.1 ビタミン B6 は正常な赤血球の形成に役立つ 7.2 ビタミン B6 は神経系の正常な働きに役立つ 7.3 ビタミン B6 は身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ること役立つ 7.4 ビタミン B6 はタンパク質及びグリコーゲンの正常な代謝に役立つ	7.1 Vitamin B6 contributes to normal red blood cell formation. 7.2 Vitamin B6 contributes to the normal function of the nervous system. 7.3 Vitamin B6 contributes to normal energy-yielding metabolism. 7.4 Vitamin B6 contributes to normal protein and glycogen metabolism.

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
		7.5 ビタミン B6 は免疫系の正常な働きに役立つ	7.5 Vitamin B6 contributes to the normal function of the immune system.
8	葉酸/葉酸塩 (Folic acid/ Folate)	8.1 葉酸/葉酸塩は正常な赤血球の形成に役立つ 8.2 葉酸/葉酸塩は正常なアミノ酸の合成に役立つ 8.3 葉酸/葉酸塩は免疫系の正常な働きに役立つ	8.1 Folic acid/Folate contributes to normal red blood formation. 8.2 Folic acid/Folate contributes to normal amino acid synthesis. 8.3 Folic acid/Folate contributes to the normal function of the immune system.
9	ビオチン (Biotin)	9.1 ビオチンは身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ること役立つ 9.2 ビオチンは炭水化物、タンパク質及び脂質の正常な代謝に役立つ 9.3 ビオチンは神経系の正常な働きに役立つ 9.4 ビオチンは毛髪の正常な状態の維持に役立つ 9.5 ビオチンは皮膚の正常な状態の維持に役立つ 9.6 ビオチンは各種粘膜の正常な状態の維持に役立つ	9.1 Biotin contributes to normal energy-yielding metabolism. 9.2 Biotin contributes to normal macronutrient metabolism. 9.3 Biotin contributes to the normal function of the nervous system. 9.4 Biotin contributes to the maintenance of normal hair. 9.5 Biotin contributes to the maintenance of normal skin. 9.6 Biotin contributes to the maintenance of normal mucous membranes.
10	パントテン酸 (Panto- thenic acid)	10.1 パントテン酸は身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ること役立つ 10.2 パントテン酸はホルモン、ビタミン D 及びある種の神経伝達物質の正常な合成及び代謝に役立つ	10.1 Pantothenic acid contributes to normal energy-yielding metabolism. 10.2 Pantothenic acid contributes to normal synthesis and metabolism of steroid hormones, vitamin D and some neurotransmitters.
11	ビタミン B12 (Vitamin B12)	11.1 ビタミン B12 は赤血球細胞の形成に必要な物質の生成に役立つ 11.2 ビタミン B12 は神経系及び脳の正常な働きに役立つ 11.3 ビタミン B12 は身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ること役立つ 11.4 ビタミン B12 は免疫系の正常な働きに役立つ	11.1 Vitamin B12 contributes to the synthesis of essential substance for red blood cell formation. 11.2 Vitamin B12 contributes to the normal function of the brain and nervous system. 11.3 Vitamin B12 contributes to normal energy-yielding metabolism. 11.4 Vitamin B12 contributes to the normal function of the immune system.

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
12	ビタミン C (Vitamin C)	12.1 ビタミン C は血管の強化に役立つ 12.2 ビタミン C は抗酸化保護プロセスに役立つ 12.3 ビタミン C は遊離基からの細胞の保護に役立つ 12.4 ビタミン C は軟骨の正常な働きのためのコラーゲンの形成に役立つ 12.5 ビタミン C は骨の正常な働きのためのコラーゲンの形成に役立つ 12.6 ビタミン C は歯茎の正常な働きのためのコラーゲンの形成に役立つ 12.7 ビタミン C は皮膚の正常な働きのためのコラーゲンの形成に役立つ 12.8 ビタミン C は歯の正常な働きのためのコラーゲンの形成に役立つ 12.9 ビタミン C は身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに役立つ 12.10 ビタミン C は神経系の正常な働きに役立つ 12.11 ビタミン C は免疫系の正常な働きに役立つ 12.12 ビタミン C はビタミン E の状態再生に役立つ 12.13 ビタミン C は鉄分の吸収を増す	12.1 Vitamin C contributes to strengthen blood vessel. 12.2 Vitamin C contributes to the protection of cells from oxidative stress. 12.3 Vitamin C contributes to the protection of cells from oxidative stress. 12.4 Vitamin C contributes to normal collagen formation for the normal function of cartilage. 12.5 Vitamin C contributes to normal collagen formation for the normal function of bones. 12.6 Vitamin C contributes to normal collagen formation for the normal function of gums. 12.7 Vitamin C contributes to normal collagen formation for the normal function of skin. 12.8 Vitamin C contributes to normal collagen formation for the normal function of teeth. 12.9 Vitamin C contributes to normal energy-yielding metabolism. 12.10 Vitamin C contributes to the normal function of the nervous system. 12.11 Vitamin C contributes to the normal function of the immune system. 12.12 Vitamin C contributes to the regeneration of the reduced form of vitamin E. 12.13 Vitamin C increases iron absorption.
13	ビタミン D (Vitamin D)	13.1 ビタミン D はカルシウム及びリンの正常な吸収に役立つ 13.2 ビタミン D は正常な血中カルシウムレベルの維持に役立つ	13.1 Vitamin D contributes to normal absorption of calcium and phosphorous. 13.2 Vitamin D contributes to normal blood calcium levels.

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
		13.3 ビタミン D は骨の正常な状態の維持に役立つ 13.4 ビタミン D は歯の正常な状態の維持に役立つ 13.5 ビタミン D は筋肉の正常な働きに役立つ 13.6 ビタミン D は免疫系の正常な働きに役立つ	13.3 Vitamin D contributes to the maintenance of normal bones. 13.4 Vitamin D contributes to the maintenance of normal teeth. 13.5 Vitamin D contributes to the maintenance of normal muscle function. 13.6 Vitamin D contributes to the normal function of the immune system.
14	ビタミン E (Vitamin E)	14.1 ビタミン E は抗酸化保護プロセスに役立つ 14.2 ビタミン E は遊離基からの細胞の保護に役立つ	14.1 Vitamin E contributes to the protection of cells from oxidative stress. 14.2 Vitamin E contributes to the protection of cells from oxidative stress.
15	ビタミン K (Vitamin K)	15.1 ビタミン K は血液の正常な凝固に役立つ 15.2 ビタミン K は骨の正常な状態の維持に役立つ	15.1 Vitamin K contributes to normal blood clotting. 15.2 Vitamin K contributes to the maintenance of normal bones.
16	カルシウム (Calcium)	16.1 カルシウムは骨及び歯の正常な状態の維持に必要である 16.2 カルシウムは血液の正常な凝固に役立つ 16.3 カルシウムは丈夫な骨及び歯の形成プロセスに役立つ 16.4 カルシウムは身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに関与する 16.5 カルシウムは筋肉の正常な働きに役立つ 16.6 カルシウムは神経伝達物質の正常な働きに役立つ 16.7 カルシウムは消化器系の酵素の正常な働きに役立つ	16.1 Calcium is needed for the maintenance of normal bones and teeth. 16.2 Calcium contributes to normal blood clotting. 16.3 Calcium contributes to the synthesis of bones and teeth. 16.4 Calcium contributes to normal energy-yielding metabolism. 16.5 Calcium contributes to normal muscle function. 16.6 Calcium contributes to normal neurotransmission. 16.7 Calcium contributes to the normal function of digestive enzymes.
17	リン (Phosphorus)	17.1 リンは骨及び歯の正常な状態の維持に必要である	17.1 Phosphorus is needed for the maintenance of normal bones and

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
		17.2 リンは丈夫な骨及び歯の形成プロセスに役立つ 17.3 リンは身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに関与する 17.4 リンは細胞膜の正常な働きに関与する	teeth. 17.2 Phosphorus contributes to the synthesis of bones and teeth. 17.3 Phosphorus contributes to normal energy-yielding metabolism. 17.4 Phosphorus contributes to normal function of cell membranes.
18	鉄分(Iron)	18.1 鉄分は正常な赤血球及びヘモグロビンの形成に関与する 18.2 鉄分は身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに関与する 18.3 鉄分は体内での正常な酸素の運搬に関与する 18.4 鉄分は免疫系の正常な働きに関与する	18.1 Iron contributes to normal formation of red blood cells and haemoglobin. 18.2 Iron contributes to normal energy-yielding metabolism. 18.3 Iron contributes to normal oxygen transport in the body. 18.4 Iron contributes to the normal function of the immune system.
19	ヨウ素(Iodine)	19.1 ヨウ素は正常な甲状腺ホルモンの生成及び甲状腺機能に関与する 19.2 ヨウ素は身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに関与する 19.3 ヨウ素は神経系の正常な働きに関与する 19.4 ヨウ素は皮膚の正常な状態の維持に関与する	19.1 Iodine contributes to the normal production of thyroid hormones and normal thyroid function 19.2 Iodine contributes to the normal energy-yielding metabolism. 19.3 Iodine contributes to the normal function of the nervous system. 19.4 Iodine contributes to the maintenance of normal skin.
20	マグネシウム(Magnesium)	20.1 マグネシウムは骨及び歯の成分である 20.2 マグネシウムは神経系及び筋肉の正常な働きに関与する 20.3 マグネシウムは電解質バランスの維持に関与する 20.4 マグネシウムは身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに関与する 20.5 マグネシウムは正常なタンパク質の合成に関与する 20.6 マグネシウムは骨の正常な状態の維持に関与する	20.1 Magnesium is a component of bones and teeth. 20.2 Magnesium contributes to the normal function of the muscle and nervous system. 20.3 Magnesium contributes to electrolyte balance. 20.4 Magnesium contributes to normal energy-yielding metabolism. 20.5 Magnesium contributes to normal protein synthesis. 20.6 Magnesium contributes to the maintenance of normal bones.

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
		20.7 マグネシウムは歯の正常な状態の維持に役立つ	20.7 Magnesium contributes to the maintenance of normal teeth.
21	亜鉛(Zinc)	21.1 亜鉛は身体の成長に役立つ 21.2 亜鉛は正常な DNA の合成に役立つ  21.3 亜鉛は炭水化物、タンパク質及び脂質の正常な代謝に役立つ 21.4 亜鉛は脂肪酸の正常な代謝に役立つ  21.5 亜鉛はビタミン A の正常な代謝に役立つ 21.6 亜鉛は正常なタンパク質の代謝に役立つ 21.7 亜鉛は骨の正常な状態の維持に役立つ 21.8 亜鉛は毛髪の状態の維持に役立つ 21.9 亜鉛は爪の正常な状態の維持に役立つ 21.10 亜鉛は皮膚の状態の維持に役立つ 21.11 亜鉛は視力の正常な状態の維持に役立つ 21.12 亜鉛は免疫系の正常な働きに役立つ 21.13 亜鉛は抗酸化保護プロセスに役立つ 21.14 亜鉛は遊離基からの細胞の保護に役立つ	21.1 Zinc contributes to growth. 21.2 Zinc contributes to normal DNA synthesis.  21.3 Zinc contributes to normal macronutrient metabolism. 21.4 Zinc contributes to normal metabolism of fatty acids.  21.5 Zinc contributes to normal metabolism of vitamin A. 21.6 Zinc contributes to normal protein synthesis. 21.7 Zinc contributes to the maintenance of normal bones. 21.8 Zinc contributes to the maintenance of normal hair. 21.9 Zinc contributes to the maintenance of normal nails. 21.10 Zinc contributes to the maintenance of normal skin. 21.11 Zinc contributes to the maintenance of normal vision. 21.12 Zinc contributes to the normal function of the immune system. 21.13 Zinc contributes to the protection of cells from oxidative stress. 21.14 Zinc contributes to the protection of cells from oxidative stress.
22	銅(Copper)	22.1 銅はヘログロビンの合成に役立つ  22.2 銅は結合組織の正常な状態の維持に役立つ 22.3 銅は身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに役立つ 22.4 銅は神経系の正常な働きに役立つ	22.1 Copper contributes to haemoglobin synthesis.  22.2 Copper contributes to the maintenance of normal connective tissues. 22.3 Copper contributes to normal energy-yielding metabolism. 22.4 Copper contributes to the normal function of the nervous system.

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
		22.5 銅は体内での正常な鉄分の運搬に役立つ 22.6 銅は免疫系の正常な働きに役立つ 22.7 銅は抗酸化保護プロセスに役立つ 22.8 銅は遊離基からの細胞の保護に役立つ	22.5 Copper contributes to normal iron transport in the body. 22.6 Copper contributes to the normal function of the immune system. 22.7 Copper contributes to the protection of cells from oxidative stress. 22.8 Copper contributes to the protection of cells from oxidative stress.
23	カリウム (Potassium)	23.1 カリウムは酸-アルカリ及び電解質バランスに役立つ 23.2 カリウムは神経系の正常な働きに役立つ 23.3 カリウムは筋肉の正常な働きに役立つ <b>警告:</b> 体内にカリウムを多く取込むと心拍数の異常を引き起こすことがある	23.1 Potassium contributes to acid-base and electrolyte balance. 23.2 Potassium contributes to the normal function of the nervous system. 23.3 Potassium contributes to normal muscle function. <b>Warning:</b> Excessive potassium may cause abnormal heart rate.
24	マンガン (Manganese)	24.1 マンガンは体内の多くの酵素群の正常な働きに役立つ 24.2 マンガンは身体が正常な代謝によりエネルギーを受取ることに役立つ 24.3 マンガンは骨の正常な状態の維持に役立つ 24.4 マンガンは正常な結合組織の形成に役立つ 24.5 マンガンは抗酸化保護プロセスに役立つ 24.6 マンガンは遊離基からの細胞の保護に役立つ	24.1 Manganese contributes to the function of enzymes in the body. 24.2 Manganese contributes to normal energy-yielding metabolism. 24.3 Manganese contributes to the maintenance of normal bones. 24.4 Manganese contributes to the normal formation of connective tissue. 24.5 Manganese contributes to the protection of cells from oxidative stress. 24.6 Manganese contributes to the protection of cells from oxidative stress.
25	セレン (Selenium)	25.1 セレンは抗酸化保護プロセスに役立つ 25.2 セレンは遊離基からの細胞の保護に役立つ 25.3 セレンは毛髪の正常な状態の維持に役立つ	25.1 Selenium contributes to the protection of cells from oxidative stress. 25.2 Selenium contributes to the protection of cells from oxidative stress. 25.3 Selenium contributes to the maintenance of normal hair.

No.	栄養素	タイ語の強調文言	英語の強調文言
		25.4 セレンは爪の正常な状態の維持に役立つ 25.5 セレンは免疫系の正常な働きに役立つ 25.6 セレンは甲状腺の正常な働きに役立つ	25.4 Selenium contributes to the maintenance of normal nails. 25.5 Selenium contributes to the normal function of the immune system. 25.6 Selenium contributes to the normal thyroid function.
26	モリブデン (Molybdenum)	26.1 モリブデンは体内のある種の酵素の働きに役立つ	27.1 Molybdenum contributes to the normal function of some enzymes in the body.
27	クロム (Chromium)	27.1 クロムは細胞へのグルコースの取込みにおけるインシュリンの働きに役立つ 27.2 クロムは炭水化物、タンパク質及び脂質の正常な代謝に役立つ	28.1 Chromium contributes to glucose-uptake function of insulin. 28.2 Chromium contributes to normal macronutrient metabolism.
28	塩化物 (Chloride)	28.1 塩化物は体内における酸-アルカリバランスの維持に役立つ 28.2 塩化物は消化器官における塩酸の成分となる	29.1 Chloride contributes to the maintenance of acid-base balance. 29.2 Chloride contributes to the normal digestion by production of hydrochloric acid in the stomach.

1979年食品法に基づき制定する  
保健省告示(第 447 号)2023 年、件名「ラベル上の食品健康強調表示」の末尾  
リスト 2

-----  
その他の機能強調表示の文言

No.	食品又は食品成分	強調文言	強調表示の条件
1	オート麦/大麦による ベータグルカン	1.1 オート麦/大麦によるベータグルカンはコレステロールの吸収の抑制に役立つ (Beta-glucans from oat/barley contributes to the reduction of cholesterol absorption.)	当該の強調文言を表示する食品は 1. 未加工又は最小限のプロセスを経た自然の原材料であるオート麦、オート麦のふすま、大麦、大麦のふすまによるベータグルカンを、消費 1 単位当たり又は 100g 若しくは 100mℓ当たり 1g 以上含むこと' 2. 抽出又は濃縮プロセスにより得られるベータグルカンを用いてはならない 3. 「ベータグルカンを 1 日当たり 3g 摂取することが望ましい」という文言を表示すること
2	フィトステロール/ フィトスタノール <sup>2</sup>	2.1 フィトステロール/フィトスタノール <sup>2</sup> はコレステロールの吸収の抑制に役立つ (Phytosterols/Phytostanols contribute to the reduction of cholesterol absorption)	1. 強調表示を許可する食品の種類 1) フレーバー牛乳、乳酸飲料及びヨーグルトなどの乳製品 2) バター、マーガリン及びパン用スプレッド製品 3) 豆乳 4) 牛乳、大豆乳又は脂肪を主成分として含むタイプの栄養補助食品製品 2. 食品はフィトステロール/プラントステロール、フィトスタノール/プラントスタノール(遊離した形)を、消費 1 単位当たり又は 100g 若しくは 100mℓ当たり 0.8g 以上含むこと' 3. 以下の警告文言を枠内にはっきりと見えるように、赤い文字でラベル上に表示する ● 「フィトステロール/フィトスタノールを 1 日に 2g 以上多く摂取しないことが望ましい」 ● 「食事と一緒に摂取すること」 ● 「疾病者は摂取前に医師に相談することが望ましい」 ● 「体内のカロテノイドを正常なレベルに維持するために、野菜及び果物を摂取することが望ましい」 ● 「続けて摂取すると、ビタミン E のレベルを下げることもある」 ● 「子供、妊娠及び授乳段階の女性は摂取しないことが望ましい」

No.	食品又は食品成分	強調文言	強調表示の条件
3	コリン(Choline)	<p>3.1 コリンは脂質の正常な代謝に役立つ(Cholin contributes to normal lipid metabolism.)</p> <p>3.2 コリンは肝臓機能の正常な状態の維持に役立つ(Cholin contributes to the maintenance of normal liver function.)</p> <p>3.3 コリンはホモシステインの正常な代謝に役立つ (Cholin contributes to normal homocysteine metabolism.)</p>	当該の強調文言を表示する食品は、コリンを消費 1 単位当たり又は 100g 若しくは 100mℓ当たり 82.5mg 以上含むこと <sup>1</sup>
4	ドコサヘキサエン酸(DHA)及びエイコサペンタエン酸(EPA) (Docosa-hexaenoic acid (DHA) and Eicosa-pentaenoic acid (EPA))	ドコサヘキサエン酸(DHA)及びエイコサペンタエン酸(EPA)は心臓の正常な働きに役立つ (Docosa-hexaenoic acid (DHA) and Eicosa-pentaenoic acid (EPA) contribute to the normal function of the heart.)	当該の強調文言を表示する食品は、ドコサヘキサエン酸(DHA)及びエイコサペンタエン酸(EPA)を合わせて、消費 1 単位当たり又は 100g 若しくは 100mℓ当たり 40mg 以上含む <sup>1</sup> と共に、「DHA 及び EPA を 1 日当たり 250mg 摂取することが望ましい」という文言を表示すること
5	ナトリウムの含有量が低い、極めて低い若しくはゼロの食品、又はナトリウムを減らした若しくはナトリウムが少ない食品	ナトリウムの摂取を減らせば、正常な血圧レベルの維持に役立つ (Reducing consumption of sodium contributes to the maintenance of normal blood pressure)	当該の強調文言を表示する食品は、栄養表示に関する保健省告示に基づく「低ナトリウム」、「ナトリウムが極めて低い」、「ナトリウムフリー」、「ナトリウムを減らした」又は「ナトリウムが少ない」の強調表示の条件に適合すること
6	飽和脂肪の含有量が低い、又は飽和脂肪が含まれない、又は飽和脂肪を減らした食品	飽和脂肪の摂取を減らせば、血中コレステロールの正常なレベルの維持に役立つ(Reducing consumption of saturated fat contributes to the maintenance of normal blood cholesterol levels)	当該の強調文言を表示する食品は、栄養表示に関する保健省告示に基づく「低飽和脂肪」、「飽和脂肪フリー」又は「飽和脂肪を減らした」の強調表示の条件に適合すること

<sup>1</sup> 参考消費 1 単位量及びラベルに表示する消費 1 単位量は、参考消費 1 単位量が規定されておらず、かつ当該食品の消費形態が参考消費 1 単位量が規定された食品と似ていない場合は、100 グラム又は 100 ミリリットルの食品量に対して計算すること。

<sup>2</sup> 「フィトステロール(Phytosterols)」、「プラントステロール(Plant sterols)」、「フィトスタノール(Phytostanols)」、「プラントスタノール(Plant stanols)」、「フィトステロールエステル(Phytosterol esters)」、「プラントステロールエステル(Plant sterol esters)」、「フィトスタノールエステル(Phytostanol esters)」又は「プラントスタノールエステル(Plant stanol esters)」を用いる場合、製品成分として使用する原材料と一致させること。

1979年食品法に基づき制定する  
保健省告示(第447号)2023年、件名「ラベル上の食品健康強調表示」の末尾  
リスト3

疾病リスク低下に関する表示の文言

No.	食品又は食品成分	強調文言	強調表示の条件
1	ナトリウムの含有量が低い、極めて低い又はゼロの食品	<p>1. ナトリウムの含有量が低い食品は、脳及び心臓の血管の疾病を引き起こすリスク要因となる高血圧のリスク低下に役立つ。この製品は(場合に応じて)低ナトリウム、ナトリウムが極めて低い、又はナトリウムフリー食品である(A diet low in sodium may reduce the risk of high blood pressure, a risk factor for stroke and heart disease. This product is low in / very low in / free of sodium.)</p> <p>2. 低ナトリウム食品を消費すれば、脳及び心臓の血管の疾病を引き起こすリスク要因となる高血圧の低下に役立つ。この製品は(場合に応じて)低ナトリウム、ナトリウムが極めて低い、又はナトリウムフリー食品である(Consumption of diet low in sodium may reduce blood pressure. High blood pressure is a risk factor in the development of stroke and heart disease. This product is low in / very low in / free of sodium.)</p>	当該の強調文言を表示する食品は、栄養表示に関する保健省告示に基づく「低ナトリウム」、「ナトリウムが極めて少ない」又は「ナトリウムフリー」の強調表示の条件に適合すること
2	飽和脂肪の含有量が低い又はゼロの食品	<p>1. 低飽和脂肪食品は、心臓血管の疾病を引き起こすリスク要因となる血中コレステロールのリスク低下に役立つ。この製品は(場合に応じて)低飽和脂肪、又は飽和脂肪フリー食品である A diet low in saturated fat may reduce the risk of high blood cholesterol, a risk factor for coronary heart disease. This product is low in / free of saturated fat.</p> <p>2. 飽和脂肪の低い食品を消費すれば、心臓血管の疾病を引き起こすリスク要因となる高い血中コレステロールのレベル低下に役立つ。この製品は(場合に応じて)低飽和脂肪、又は飽和脂肪フリー食品である</p>	当該の強調文言を表示する食品は、栄養表示に関する保健省告示に基づく「低飽和脂肪」又は「飽和脂肪フリー」の強調表示の条件に適合すること

No.	食品又は食品成分	強調文言	強調の条件
		(Consumption of diet low in saturated fat may reduce blood cholesterol. High blood cholesterol is a risk factor in the development of coronary heart disease. This product is low in / free of saturated fat.)	

1979年食品法に基づき制定する  
保健省告示(第447号)2023年、件名「ラベル上の食品健康強調表示」の末尾  
リスト4

健康強調表示評価結果の審査申請時に提出する証拠

1. 一般情報

No.	文書項目
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>- タイ語による製品名</li> <li>- 英語製品名(もしあれば)</li> <li>- 食品登録番号の認証書(もしあれば)</li> </ul>
2	<p><b>健康強調表示の区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 栄養成分機能強調表示(nutrient function claims)</li> <li><input type="checkbox"/> その他の機能強調表示(other function claims)</li> <li><input type="checkbox"/> 疾病リスク低下に関する強調表示(reduction of disease risk claims)</li> </ul>
3	<p><b>健康強調表示の情報</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 強調表示する食品又は食品成分</li> <li>2) 強調表示に基づく食品又は食品成分と健康に対する効果との関係</li> <li>3) 人の健康に対する効果の評価に用いる変数(outcome variable (s))</li> <li>4) 健康強調表示の文言 <ul style="list-style-type: none"> <li>- タイ語</li> <li>- 英語(もしあれば)</li> <li>- その他の外国語(もしあれば)</li> </ul> </li> <li>5) 健康強調表示の条件 <ol style="list-style-type: none"> <li>5.1 ターゲットグループ</li> <li>5.2 強調表示に基づく効果を与える食品又は食品成分量</li> <li>5.3 強調表示に基づく効果を与える消費形式</li> <li>5.4 準備方法(もしあれば)</li> <li>5.5 過剰消費のケース、リスク対象群など、注意事項及び消費におけるアドバイス並びにその理由(もしあれば)</li> </ol> </li> </ol>

2. 食品又は食品成分に関する情報

No.	文書項目
1	<p><b>食品又は食品成分の詳細</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 強調表示する食品</li> <li>2) 場合に応じて強調表示する食品成分 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 Thai RDI リストに記載の栄養素 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 栄養素名</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>

No.	文書項目
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 栄養素の形式</li> <li>- 源(source)</li> <li>- 物理、化学、微生物及び汚染物質面の品質要件(specification)</li> </ul> <p>2.2 Thai RDI リスト以外の他の栄養素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 栄養素名</li> <li>- 栄養素の形式</li> <li>- 源(source)</li> <li>- 物理、化学、微生物及び汚染物質面の品質要件(specification)</li> </ul> <p>2.3 その他の物質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 物質名</li> <li>- 源(source)</li> <li>- 品質要件(specification)、有効成分の種類及び量、物理、化学、微生物及び汚染物質面の品質</li> </ul> <p>2.4 強調表示する有効成分を特定できない場合の食品の組成</p> <p>3) 食品成分のレシピ</p> <p>4) 食品の形態</p> <p>5) 食品の栄養価</p> <p>6) 強調表示に基づく効果を与える食品の量</p> <p>7) 食品の品質要件(specification)、有効成分の種類及び量、物理、化学、微生物及び汚染物質面の品質</p> <p>8) 製造ロット間の食品の有効成分のばらつき(variability from batch to batch)</p> <p>9) 分析方法(analytical methods) 及び食品で強調表示する食品成分の分析結果報告書。国内外の政府機関のラボラトリー、政府機関から委託された又は認定された機関又は組織、国際規格に基づくラボラトリー認証機関による認証を取得した国内外の機関又は組織であるラボラトリーからのものを使用すること。</p>
2	製造工程
3	保存状態及び期間を記した製品の安定性の研究結果報告書

3. 場合に応じて、強調表示区分に基づく食品又は食品成分の健康に対する効果に関する情報

3.1 栄養成分機能表示(nutrient function claims)は以下の詳細を含むこと。

- 1) 身体における栄養素の機能
- 2) 身体機能に対して生理学的効果を有する栄養素のメカニズム

3.2 その他の機能強調表示(other function claims)は以下の詳細を含むこと。

- 1) 身体機能に対して特別な効果がある食品又は食品成分の機能
- 2) 身体機能に対して特別な生理学的効果を有する食品又は食品成分のメカニズム

3)人体における、特別な身体機能に対する効果の評価方法。一般に認められた方法によるものであり、かつ人体における健康に対する効果の評価に用いる変数(outcome variable (s))及びテスト方法(methods of measurement)も記すこと。

**3.3 疾病リスク低下に関する表示(reduction of disease risk claims)**は以下の詳細を含むこと。

- 1) 疾病(disease)及び人に疾病を引き起こすリスク要因(risk factor)
- 2) 人の発病に対する特別なリスク要因の評価方法。人における当該リスク要因に用いる変数(outcome variable (s))及びテスト方法(methods of measurement)も記すこと。
- 3) 医療業界で認められた病気診断に用いる基準
- 4) リスク要因(risk factor)及び発病リスク(disease risk)を下げる効果がある食品又は食品成分のメカニズム
- 5) リスク要因(risk factor)の低下と発病リスク(disease risk)との関係、及びその裏付けとなる証拠書類

#### 4. その他の関係情報

No.	文書項目
1	審査用に添付する科学的証拠書類及び参考文献リスト
2	健康強調表示する食品製品の販売証明書(もしあれば)
3	健康強調表示し、外国で販売している製品ラベルのサンプル(もしあれば)

##### 【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 3 月 13 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=583907022966235136&name=P447.pdf>

(英訳)

[https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=607838556769099776&name=P447\\_EN.pdf](https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=607838556769099776&name=P447_EN.pdf)